

業務企画提案仕様書

1. 業務名称

令和7年度森林病虫害戦略的防除調査検討委託業務

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで（令和7年度）

3. 業務の目的

沖縄の森林は、木質資源としてだけでなく、生物多様性の維持にも寄与しており、特に、世界自然遺産に登録されたやんばる地域や西表島の森林は、希少種を含む多様な動植物の生育場所となっている。一方で、地球規模の異常気象や入域数の増加等に伴って、既侵入病虫害の被害再燃や新たな侵入病虫害の被害発生が懸念されており、森林病虫害による被害の継続的な監視及び適切な防除対策の実施が必要である。

このような中、先行事業（平成29年度～令和6年度：沖縄型森林環境保全事業）では、森林地域に甚大な被害をもたらすことが懸念される松くい虫について、被害状況の監視及び戦略的防除方針の検証・更新を行ってきた。

本事業では、松くい虫被害の効果的・効率的な防除に資することを目的として、先行事業で示した防除方針に基づく被害状況の監視及び防除効果の検証を引き続き行うとともに、被害未発地域への被害侵入防止を目的とした監視体制の構築に取り組む。併せて、松くい虫被害が激甚化している久米島町において、将来的な被害再燃を抑制するための取組について検討を行う。

さらに、県内での被害発生が懸念されているその他森林病虫害（シイ・カシ類萎凋病等）の早期発見・早期防除に資することを目的に、県内での被害発生状況を調査するとともに、監視体制の構築に取り組む。

本業務は、令和7年度から令和9年度までの3年間の計画である。

（沖縄振興特別推進交付金事業）

4. 予算上限額（業務委託料上限額）

本提案に当たっては、総額15,125,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること（ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり実際の契約金額とは異なる。）。

5. 業務内容

（1）計画準備

本業務を実施するに当たり、業務内容、目的、求められる成果等を十分に把握・理

解した上で、業務計画書を作成する。

【実施項目】

- ①(2)～(8)の業務について、令和7年度から令和9年度までの3年間の事業計画を作成する。
- ②被害状況や防除戦略検討委員会からの意見等を踏まえ、適宜計画の見直しを行う。

(2) 防除戦略検討委員会等の設置・開催運営

防除戦略検討委員会の設置や委員会用資料の作成など開催運営を行う。令和7年度は、委員を選定し、委員会を1回以上開催する。また、令和8年度及び令和9年度は委員会を年2回以上開催する。委員は本事業で対象とする松くい虫及びその他森林病害虫（シイ・カシ類萎凋病等）の専門家、国有林行政機関等からの構成とし、発注者との協議により決定する。

【実施項目】

- ①調査業務の手法の検討、戦略的防除方針の検証等に必要と考えられる委員の構成を選定する。
- ②防除戦略検討委員会を設置し、開催運営を行う。委員会では以下の項目について検討を行う。
 - ・本委託事業の調査業務の手法
 - ・「沖縄県松くい虫戦略的防除方針」の検証及び見直し案
 - ・松くい虫被害未発生地域での侵入防止に向けた取り組み
 - ・久米島での松くい虫被害再燃防止に向けた取り組み

(3) 松くい虫防除効果の検証

やんばる地域での松くい虫被害は、依然として東村が多く、国頭村、大宜味村などの周辺市町村へ広がりつつある状態である。国頭村及び大宜味村における被害の激害化を防ぐため、被害の北端地域や増加傾向にある地域等の詳細な被害動向を把握する。また、恩納村や金武町等の他地域においても被害が増加傾向にあることから、全県的な被害状況の把握も併せて行う。

上記業務によって被害動向を把握した上で、国頭村・大宜味村・東村を主として防除効果を検証し、関係機関の効果的な防除対策に寄与するとともに、戦略的防除方針の検証・見直しを行う。

【実施項目】

①北部地域の被害動向の把握

- (ア) 沖縄本島での被害の北端地域や増加傾向にある地域等において、枯死松の探索及び位置図の作成を行い、関係機関へ迅速に情報提供を行う。また、北端地域の枯死松を優先としてマツ材線虫病の感染の有無を確認する。

- (イ) 前年度（令和 6 年度）の伐倒駆除木、伐倒漏れ木、新規被害木の位置関係がわかるようにデータを取りまとめる。
- (ウ) 先行事業で決定した被害予測手法に基づき、次年度の被害拡大予測図を作成する。

②全県的な被害動向の把握

市町村からの松くい虫被害調査結果等を取りまとめて可視化する。

③戦略的防除方針の検証及び見直し案の作成

令和 6 年度に策定した戦略的防除方針を検証し、見直し案を作成する。見直し案、最新の被害状況を反映したものとし、防除戦略検討委員会に諮る。

(4) 松くい虫被害未発生地域での侵入防止に向けた取り組み

近年、県内では松くい虫被害が増加傾向にあり、令和 3 年度に被害が初確認された久米島町では激害状態が継続している。松くい虫被害は一度侵入してしまうと、根絶は極めて困難であることから、現在被害が発生していない離島地域（石垣島等）において、被害侵入防止を強化して取り組む必要がある。

【実施項目】

- ①令和 7 年度は石垣島における松くい虫被害侵入防止のための定点観測地（10 地点以上）を設定する。令和 8 年度及び令和 9 年度について、防除戦略検討委員会等に諮ったうえで、定点観測地を設定する地域を決定する。
- ②定点観測地設定のための現地踏査の際、併せて松くい虫被害の発生がないか調査する。設定した定点観測地の位置図（位置情報含む）や状況写真等を整理し、監視マニュアル（案）を策定する。

(5) 久米島での松くい虫被害再燃防止に向けた取り組み

現在、久米島では島内全域において被害が激害化しており、数多くのリュウキュウマツが立ち枯れすることによって、森林荒廃や土壌流出、土砂崩壊等が懸念されている。また、松くい虫被害跡地が再び松林化することによって松くい虫被害が再流行することが懸念されている。そのため、被害跡地の下層植生の状況を調査するとともに、将来的な松くい虫被害の再燃を防止するための取組について検討を行う。

【実施項目】

- ①松くい虫被害が顕著で森林荒廃等が懸念される箇所を選定し、現地調査を実施する。
- ②①の調査結果をもとに、将来的な被害再燃を防止するための取組（樹種転換等）を検討する。

(6) その他森林病虫害（シイ・カシ類萎凋病：通称ナラ枯れ）被害の発生監視

やんばる地域、石垣島、西表島などにはナラ枯れの対象となるイタジイなどのシイ・カシ類が多く分布している。また、県内において同病による生立木の被害は未確認であるが、媒介昆虫及び病原菌は存在していることを踏まえ、定期的な監視を行う。

【実施項目】

- ①やんばる地域において、眺望地調査等によって被害発生の有無を把握する。
- ②シイ・カシ類の集団枯損が確認された場合、枯損木まで踏査し、樹体の状況調査（穴の有無、フラスの有無）、サンプル採取等を実施し、ナラ枯れの診断を行う。

(7) 普及啓発の実施

松くい虫を含む森林病虫害の防除対策を効果的・効率的に実施する上で、県民や関係機関等の理解を図り、協力を得ることが必要不可欠である。関係者への説明会やパンフレットの作成等、より良い普及啓発の在り方を検討して取り組む。

(8) 報告書の作成

(1) ～ (7) の業務内容を整理した報告書を作成し、以下のとおり提出する。

①納入物

- (ア) 報告書：A4 縦（枚数は指定しない） 2 部
- (イ) ダイジェスト版 10 部
- (ウ) 上記（ア）、（イ）の電子記録媒体（CD-R 等） 2 部

②納入場所

沖縄県農林水産部森林管理課

6. 次年度以降の業務計画内容（見込み）

(1) 令和 8 年度（委託額：15,600 千円程度）

- ①防除戦略検討委員会の設置・管理運営（2 回以上）
- ②松くい虫防除効果検証
- ③松くい虫被害未発生地域での侵入防止に向けた取り組み
- ④久米島での松くい虫被害再燃防止に向けた取り組み
- ⑤その他森林病虫害（シイ・カシ類萎凋病：通称ナラ枯れ）被害の発生監視

松くい虫について、被害状況や防除実績等を踏まえて、戦略的防除方針の検証を行う。また、被害が侵入した際のリスクが高い被害未発生地域において、定点観測地点を追加設定するとともに、被害が確認された場合の初期防除マニュアル（案）を作成する。併せて、令和 7 年度に検討した久米島町での松くい虫被害再燃防止に向けた取組を実施する。その他森林病虫害について、継続的に被害調査を実施する。

(2) 令和 9 年度（委託額：15,600 千円程度）

- ①防除戦略検討委員会の設置・管理運営（2 回以上）
- ②松くい虫防除効果検証
- ③松くい虫被害未発生地域での侵入防止に向けた取り組み
- ④久米島での松くい虫被害再燃防止に向けた取り組み
- ⑤その他森林病虫害（シイ・カシ類萎凋病：通称ナラ枯れ）被害の発生監視

松くい虫について、被害状況や防除実績等を踏まえて、戦略的防除方針の検証を行い、見直し案を作成する。また、被害が侵入した際の高リスク被害未発生地域において、定点観測地点を追加設定するとともに、被害が確認された場合の初期防除マニュアル（案）を作成する。併せて、令和 7 年度に検討した久米島町での松くい虫被害再燃防止に向けた取組を実施する。その他森林病虫害について、継続的に被害調査を実施する。

7. 企画提案等の内容

企画提案書は、事業期間となる 3 年間分の事業計画を提示すること。

8. 事業費の積算

企画提案に当たっては、4 に記載された額を上限として事業費を積算すること。また、令和 8 年度及び令和 9 年度の事業費については、6 の額を上限として積算すること。

9. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で確認できる場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

【契約の主たる部分】

- ①契約金額の 50% を超える業務。
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせること

はできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとする時は、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせる時はこの限りでない。

【本業務における再委託の範囲】

- ①調査業務等で発注者が認めるもの。
- ②簡易な業務（資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計など）。

10. 打ち合わせ

受託者は、発注者と十分な調整を行った上で業務を実施すること。概ね月に1度打合せを実施し、業務の進捗状況及び計画内容を報告するほか、発注者の求めの都度、報告を行うものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者の業務担当は業務打合せ簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について発注者と相互に確認するものとする。

11. その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、県、関係市町村、その他関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示に従うこと。
- (3) 委託業務による著作権等の知的財産は、原則として沖縄県に帰属する。